

保 險 論 (1)

木 村 栄 一

一

折しも大正一三年六月一五日に創刊された一橋新聞の第一号は、「噫一橋の至宝、保険界の権威村瀬春雄先生」と大きな見出しで村瀬教授の逝去を悼んでいるが、村瀬教授こそは一橋のみならず、わが国が生んだ最初にして巨大な海上保険学者であり、火災保険学者であった。わが国における損害保険研究が一橋で生成し、一橋で生長したといっても何人も異存はないが、その一橋における研究の基礎は、村瀬教授によって築かれたことも万人が認めるところである。

明治一九年、本学の前身、高等商業学校に入學された教授は、明治二二年中退し、当時ヨーロッパにおける商業教育の中心であったアントワープ高等商業学校 (Institut Supérieur de Commerce de l'Etat à Anvers) に留學された。先年筆者が同校 (一八五二年創立) を訪れた機会に確めたところ、村瀬教授は一八九〇年 (明治二三年) 一〇月から一八九二年 (明治二五年) 七月三〇日まで在學され、最優秀の成績で卒業、Licencié en scie-

nces commerciales の称号を受けられている。

村瀬教授は、明治二六年四月に帰朝、同年九月、数え年二三才の若さで、高等商業学校教授に任ぜられた。在官二年にして教授を辞し、帝國海上保険株式会社の副支配人に就任されたが、その後も引続き講師として母校の教壇に立たれ、以来大正二〇年まで約三〇年の長きにわたり、高等商業、東京高等商業、東京商科大学で、海運、海上保険、共同海損、火災保険等の講義およびゼミナールを担当された。

海上保険の制度がわが国に輸入されたのは明治の初めであるが、海上保険について専門の学者による講義が行なわれるようになったのは村瀬教授以来のことであり、海上保険に関する著作で「商業学の範圍に属するもの」は、「海上保険講義要領」(大正元年—二年度)の緒論で自認されているように、教授の「海上保険」(明治三二年)が最初であった。

教授は、「海上保険」について、明治三九年には「共同海損講義」、明治四〇年から大正元年にわたっては「海上保険講義要領」、明治四五年には「火災保険講義要領」を印刷に付せられている。いずれも大著であり、特に「海上保険講義要領」は八〇〇頁に達するようかんな著述でありながら「講義要領」と題し、「以印刷代筆写」とされているのは、ひとえに教授の「謙讓にして学に忠なる当時尚之を公刊するの意思なく寧ろ大成を其晩年に期」せられたためであろうが、その内容は「經典」というに値するものであった(村瀬保険全集—後出、序参照)。

教授の著作の特色は次の一文につきる。「博引旁証、必ずしも学理に泥まず實際に偏せず其所説何れも皆微に入り細を穿ち編章節目既に整然たる体系を成すに至れり」(村瀬保険全集、序)。今日から見ればそこには理論と

實際とが併存しており、法律論と経済論ないしは経営論とが混在しているかも知れない。あるいは法律論としては未だ深化していないかも知らない。しかし、これらの著作は高等商業の講義要領であったことを忘れてはならない。教授も「海上保険」の凡例で、同書では「實際の慣例」のほか「更に海上保険原理の一端を述べることとせり然れとも之を純然たる法律書の体裁にせは専門家を除きては研究に不便を感すへし故に本書は勉めて其中庸を取り此業の卑近なる実務的記事例へは保険の申込の如き遭難の場合に於ける手続の如き其他各種の手続に付き主なものを記載せり」と断っておられる。

村瀬教授の著作は、本来右のような性格であるが、その論述は東西古今の文献と照合して考証され、いかなる独断も誇張も許さない厳密さをもち、一切の孫引を排し、引用に当っては必ず原著の何年何版かを精査されている。殊に国際関係の法規については英、仏、独等の訳文を対照してその正当な解釈が何れにあるかを探究されていた。

教授は正しく斯学の育ての親であり、約三〇年にわたる教壇生活はやがて一橋保険学の成立を促す推進力となつた。教授は大正一三年五四才で夭逝されたが、知友門弟によってその著、海上保険、火災保険、共同海損の三講義要領は「村瀬保険全集」(大正一五年)として上梓された。同書は、当時洛陽の紙価を高めたのみならず、その価値は歴史的的存在以上のものとして今なお生きているのである。

一橋における海上保険論は、村瀬教授から藤本教授に継承された。単に海上保険の講義が藤本教授によって担当されたばかりではない。学理と実理とを兼ねた村瀬保険学そのものが藤本教授によって祖述された。

「藤本博士還暦記念論文集」(昭和一八年)の序文において、当時の学長高瀬莊太郎教授は、藤本教授が「所謂

一橋保険学の伝統を堅持育成」されたと述べておられるが、そこでいう一橋保険学について、椎名教授は次のように解釈されている。「それは恐らく、実地に即した海上保険学というものではあるまいか。換言すれば、空理論を排し、海上保険を業とする者は勿論、海上保険を利用する船主及び貿易業者にとって、必要にして有益なる知識の探究ということであろう」（保険学雑誌第三九四号、九六頁以下）。同教授によれば、一橋保険学には更に第二の特性がある。「これもまた村瀬先生の創められたものであり、第一の特性と関係の深いものである。それは、諸外国の海上保険事情の研究及び比較法学的研究が加えられているということである。苟くも、実益を重視して海上保険を研究するならば、ロイズの研究や、英米其他の海商諸国の保険市場や法規及び判例、慣習等を等閑し得ないのは当然である。この伝統も、藤本先生によって相続されている」（同）

このことは藤本教授の著書、たとえば「海上保険綱要」（大正一三年）を見ると明瞭である。ここでは海上保険の経済論、各国法制の比較検討、保険実世界の慣習、保険証券の特約条項、その解釈・批判等極めて広汎な事項にわたって論述を試みられている。正にその学風は理論的であって實際的、沿革的であって比較法的であった。藤本教授は、海上保険学者であると同時に統計学者であったが、大正の初めから昭和四二年八六才で逝去されるまで、海上保険に関して数多くの研究を発表されている。「委付の性質並に其効果を論ず」（大正一一年出版）は委付の構成条件とその効果を研究したわが国唯一の著書であり、大正一〇年一〇月、教授に対してわが国における商学博士第一号をもたらした学位論文でもある。また、「海上保険研究」（大正一二年）、「藤本保険論叢」（昭和二年）、「海上保険特殊問題」（昭和一三年）はいずれも教授の論文を一巻に収めたものである。

一方、海上保険全体を扱った著作としては、古くは前出の「海上保険綱要」があるが、「海上保険」（昭和五

年)は初版以来「海上保険・新版」(昭和三七年)に至るまで版を重ね、長年にわたり、標準的概説書として海上保険知識の普及に寄与した。

藤本教授の功績としてまた忘れることのできないのは、保険学・損害保険論専攻の学者を多数育てられたことである。印南博吉(創価大学)、大林良一(一橋大学名誉教授)、酒井正三郎(元名古屋高商)、勝呂弘(後出)、相馬勝夫(後出)教授はいずれも藤本ゼミナール出身である。

一一

村瀬教授の著作に触発されて海上保険の研究に興味を覚えた加藤由作教授は、従来の商業学的海上保険学は「一方海上保険法論と海上保険経済論との、他方我商法と英国海上保険法とのカクテル」(商学研究の葉、四八四頁)であるということに気付く。

加藤教授は大正六年東京高商専攻部保険科を卒業し、同一二年から昭和二年までヨーロッパに留学されるが、帰朝後数年経っても何の論文も発表せず、完全に沈黙を守っておられた。実はこの間、海上保険学は海上保険契約論として構築すべきであるとして、契約の基礎理論を研究されていた。そして昭和七年になって処女作「海上危険論」を上梓されると、わが国の海上保険学は教授に従って全く新しい道を歩き始めることになる。昭和一〇年には学位論文「海上損害論」が公にされ、同一二年には「海上被保険利益論」が出版され、教授の三部作が完成する。ちなみに、「海上保険論」は昭和三六年に一、〇八八頁から成る大著「海上危険新論」として、また「海上被保険利益論」も同一六年に「改訂海上被保険利益論」として、それぞれ改訂増補されている。

海上保険研究における加藤教授の基本的スタンスは、次の三点であった。一、本研究の対象をなす事實は千變万化の性質を有し、その妥当な解決のためには細密な実務關係に通じなくてはならない。これにより海上保険の特性を正確に把握できる。二、しかしその理論は法理であり、ことに保険契約法の一部門としてこれを解する必要がある。ただし、その一般原則の適用も時に海上保険契約の特性よりしてこれが修正して行われ、またこれに代えて特殊原則が適用されることを見逃してはならない。三、本研究はわが国では商業学として発祥した關係上、ややもすれば問題の個別的追及によって結論をもたらす傾向があるが、やはり総合的研究による理論体系の下にこれを行うべきである。例えば海上危険の意義の如き一見極めて單純であつて独自に決定し得られる概念のようであるが、これも因果關係の意義の確定、危険変更事故との關係その他の確認を俟って始めて決せられるのである（海上危険新論、はしがき参照）。

加藤教授の海上保険学の理論構造は、三部作の表題通り、被保険利益、危険、および損害の三つから成る。しかし、被保険利益を立体的に理解するとき、危険概念も損害概念も被保険利益概念に包摂される。従つて損害保険の中心概念をなすものは被保険利益に外ならない。換言すれば、被保険利益は損害保険の小宇宙を形成するものである。被保険利益概念の本質についてこのような教授の哲理を展開されたのが、「被保険利益の構造」（昭和一四年）である。

加藤教授はまた、海上保険約款の沿革的研究にも力を注がれた。そして、教授の努力は「ロイド保険証券の生成」（昭和二八年）という比類なくすぐれた業績を頂点とし、その著訳「レアッツ欧州海上保険法史」（同一九年）など数々の研究となつて結実した。教授は「ロイド保険証券の生成」の序文において、「専門は異なるがわれ

われが故福田徳三博士からかねがねよく聞かされた、欧米学者の不詮索という言葉をわたくしは近年ひしひしと身を感じるものである」と述べられているが、それは逆に加藤教授の研究がいかに徹底したものであったかを物語っている。

以上、一橋大学における海上保険の講義担当者に関して述べたが、一橋出身の海上保険学者としては、「海上保険契約論(上・中・下巻)」(昭和一三〜七年)の著者、今村有教授(元福岡大学学長)、「海上保険論」(昭和一三年)の椎名幾三郎教授(元関西学院大学)、「海上保険(改訂新版)」(昭和三〇年)の勝呂弘教授(元神戸大学)、「海上保険体系」(昭和六〜一〇年)の瀬戸弥三次教授(元明治大学)、「海上保険要論」(改訂版昭和九年)の久川武三教授(元香川大学)など多数の学者を挙げることができる。実際、第二次大戦前後にかけては、日本の各大学・高商で海上保険の講義を担当されていたのは、ほとんどすべて、一橋大学で村瀬・藤本両先生から直接・間接に指導を受けた人であるといつてよかつた。

三

加藤教授や今村教授による商業学的海上保険論の海上保険契約論への昇華について、少なからぬ影響を及ぼされたのは、青山衆司教授である。

青山教授は、高名な保険学者であり商法学者であつた志田鉦太郎教授の実弟であり、志田教授が大正八年一橋を去られたあと、東京高商・東京商大教授として専ら商法の講義を担当された。

志田・青山両教授の場合のように、実の兄弟が学者として専門まで同一というのは、余り例がないと思われる

が、両教授の活動は対照的であり、両極的であった。志田教授が横に広く、学問的に社会的に進出されればされるほど、青山教授は縦に深く書齋にとじこもり、生来の研究癖と詮索癖とをもって、商法の中でも最も地味な保険契約法の本格的開拓に没頭された。教授の学位論文でもある「保険契約論」（大正六年）は、上巻だけが公にされて未完のまま、損害保険法の通則で終わっているが、それまでのわが国の保険法学の水準を遙かに超える著作であった。教授はその後、現代法学全集の中の「保険契約法」（昭和四年）を担当され、保険法全体についてのテキストを書かれているが、その所説は「保険契約法研究」（昭和一四年）に収録の深遠な個別的研究によって裏打されている。

青山教授は、保険契約をもって、当事者の一方である保険者が相手方に対し一定不測の事故に因る生活的利益の欠損に対しこれが補正をなすべきことを約し、その相手方である被補正者がこれに対して一定の給付をなすことを約する契約であると定義し、精神的利益を生命保険の被保険利益、物質的利益を損害保険の被保険利益として、保険契約法を体系づけられた。学問方法としては比較法学的方法をとって、独、仏、伊、英の立法資料を集し、それを克明に比較し研究していかれた。また、イタリア法学の研究において先駆者的役割を果された。特にヴィヴァンテの研究に最も注目され、わが国の学界を啓蒙された。

一橋における青山教授の直接の後継者は米谷隆三教授であった。青山教授が商法の中でも保険契約法の研究に専念されたのに対し、米谷教授は真向から商法一般と取組んで企業法の体系化を企てられた。また青山教授が主として保険契約法としての保険法を研究对象とされたのに対し、米谷教授は保険法として業法、契約法の両者を把握して研究を進められた。そして青山教授が保険法学ではいわゆる旧派に属し、主観主義的契約論の立場に立

たれていたのに反し、米谷教授は新派に属し、客観主義的立場をとられていた。昭和三〇年度学士院賞を受賞された「約款法の理論」が保険約款と不可分の関係を有していることはもちろんであるが、保険法に関しても、教授は「保険制度」、「保険代理店の法構造」、「保険法における事情変更の原則」など、新しい感覚を以て書かれた多数の論文を発表されたが、体系的な保険法の著書は残さずに、五九歳で逝去された。それは保険法学界にとって計り知れない損失であったが、一橋にとっても、昭和一二年、教授が一橋を去られて以来保険法の領域で青山・米谷両教授の衣鉢を継ぐ商法学者を欠いたままとなっている。

四

わが国における火災保険の研究も、やはり村瀬教授の「火災保険講義要領」(前出)をもってその嚆矢とし、教授の指導を受けた人々によって研究が引継がれ、発展してきた。一橋大学で海上保険と並んで火災保険の講義を担当された加藤由作教授は著書「火災保険論」(昭和二五年)のほか、新価保険、因果関係、保険価額などの問題を、各種損害保険に共通な理論的問題として検討され、数多くの論文を発表されている。これらの論文の代表的なもの、「喜寿記念・加藤由作博士論文集」(昭和四五年)に収録されている。

加藤教授のあと、一橋大学で昭和三〇年度から三二年度まで非常勤講師として火災保険の講義を担当された石田祐六教授(元東北学院大学)も、村瀬教授の門下生であった。石田教授には、海上保険の分野でも、「予定海上保険新論」(昭和三八年)という著作があるが、火災の意義、火災保険における保険価額、火災保険約款など、主として火災保険契約に関する問題について、その豊富な実務上の知識を背景に、長年にわたり、数多くの論文

を発表された。これらの中主なるものは、「火災保険の研究」(昭和三四年)に収められている。また翌年には、損害保険の基本原則である損害填補を論じた「損害填補の理論及びその実態——主として火災保険について」の研究で、日本大学から商学博士の学位を受けられている。

石田教授について、昭和三三年度から三七年度までは、相馬勝夫教授(元専修大学総長)が一橋で火災保険の講義を担当された。教授の研究対象は損害保険全般にわたっているが、中心は火災保険であり、昭和三六年には「新価保険論」で専修大学から経済学博士の学位を授与されている。同論文で教授は、新価保険の被保険利益は、所有者の利用利益であるという特色のある学説を展開されている。

学

村瀬教授の門下生でも、神戸大学で教鞭を執られた瀧谷善一教授は火災保険、特にその料率の研究で優れた業績を挙げられた。その著「火災保険料率論」(昭和一〇年)は、この方面におけるわが国唯一の文献であり、教授の商学博士学位論文でもある。神戸大学で瀧谷教授の後継者となられた白杉三郎教授も一橋の出身であった。保険の数理的研究に独自の分野を開拓され、学位論文「保有論」(昭和二八年)をはじめ、火災保険料率などについて注目すべき研究を発表されていたが、昭和三〇年、四九才で夭逝された。このように火災保険の研究は、一橋大学では村瀬教授以来契約論、約款論の線が続いているのに反し、同じ一橋出身者でも神戸大学では経営論、数理論にその中心が置かれた。

商

五

以上、極めて概括的ではあるが、一橋における損害保険論、具体的には海上保険および火災保険の研究の伝統

を跡づけてみた。それは同時にわが国における海上・火災保険研究の歴史といつてもよかつた。というのは、第一に、海上保険や火災保険の講義は最初に一橋で開かれたからである。東大では明治四三年に至つてはじめて、それも保険学、つまり保険総論の講義が開講されている。第二に、一橋が斯学では常に学界の最先端を切つていたのである。実際、村瀬、藤本、加藤教授と続いた一橋は、疑いもなく、その先導的地位にあつた。第三に、わが国における海上・火災保険の優れた研究者は、かつてはほとんど全部一橋出身者によつて占められていたからである。

しかし今や事情は變つた。現在、一橋出身者で現役の損害保険研究者の数は、保険法研究者を入れても、十指に満たないであろう。一方、他大学出身の損害保険研究者、特に損害保険法研究者の数は著しく増えた。海上・火災保険に代つて自動車・責任保険が損害保険事業の主要な種目となるにつれて、その傾向は強くなつた。しかも一橋大学に近い将来若い研究者が続出するという期待は余りない。こうなつた理由には色々ある。損害保険が学生の就職先として人気があるにもかかわらず、否、人気があり過ぎるために、卒業後更に五年間大学院で損害保険を研究しようとする者は減少に出現しなくなつた。また、損害保険の研究が加藤教授以来法律的側面を強くする一方、新制大学では主な履習者は商学部の学生であるという学制上の問題もある。更に、損害保険の研究は性格上極めて専門的であるので、二年間のゼミナールでは十分に興味をもつまでに至らないということもある。その他にも理由がある。しかし、残念ながらこれが憂うべき現状である。